

令和 7 年度 座間味村保育施設入所申込案内



1.座間味村の保育施設について

*家庭的保育施設について

施設名 エンカレッジ座間味保育園（座間味村字座間味 434-10 番地）

座間味村内の保育施設は地域型保育事業の保育施設 1 ヶ所のみとなります。

保育の時間等は基本的には認可保育所と同じです。

*家庭的保育とは・・・家庭的な雰囲気のもと、小人数（5名以下）の 1 歳児クラスから 2 歳児クラスを対象に家庭的保育者（保育士等）がきめ細やかな保育を行います。

• 保育の時間

平日：午前 8 時 00 分～午後 5 時 30 分まで

（土/日/祝、慰霊の日、年末年始(12/29～1/3)除く）

• 募集人数：5 名

• 募集クラス：1 歳児～2 歳児クラス（令和 7 年 4 月 1 日現在の年齢です）

• 募集区域：座間味島・阿嘉島・慶留間島にお住まいの方、

または令和 7 年 4 月 1 日時点で座間味村内に転入予定の方

2.保育施設へ入所できる基準

保育施設は、保護者、その他同居の親族が労働又は疾病等により保育が困難な児童を入所させる児童福祉施設です。

したがって、すべての家庭の児童が無条件に入所できるわけではありません。

「集団保育に慣れさせるため」、「下の子の保育に手がかかるため」な

どの理由では入所の対象となりませんので、下記の「保育を必要とする事由」をご確認のうえお申込みください。

3.保育を必要とする事由

保育施設に入所できる児童は、座間味村に住所を有し保護者が次のいずれかの事由にある場合です。

	保育を必要とする事由	保護者の状況	保育実施期間	保育必要量
①	就労	ひと月において月 64 時間以上就労していること。※自営業、農業経営者等含む。	就労期間中	標準時間 (月 120 時間以上就労) 短時間 (月 120 時間未満就労)
②	疾病・障がい等	保護者が病気やケガ、または心身に障がいがある。	保護者の療養期間中	申請内容により判断
③	看護・介護等	同居の親族を常時看護、又は介護している。	親族の療養期間中	申請内容により判断
④	災害復旧等	災害の復旧にあたっている。(震災・火災・風水害等)	災害復旧に要する期間	標準時間
⑤	求職活動	求職活動(起業の準備等を含む)を継続的にこなっていること。	90 日間	短時間
⑥	虐待・DV	虐待やDV(家庭内暴力)を受けている、又は受ける恐れがあること。	必要な期間	標準時間
⑦	妊娠・出産	別途提出書類あり	産前 2 ヶ月前及び産後 3 ヶ月	標準時間
⑧	その他	村長が必要と認めるとき。	必要な期間	申請内容により判断

【 必 ず ご 確 認 く だ さ い 】

※上記の基準に該当しない場合、基準に該当しているが定員に余裕がない場合は入所できません。

※疾病・障がい、看護・介護について、申請内容によっては保育施設へ入所できる基準を満たさない場合があります。詳しくは保育担当へお問い合わせください。

※原則保護者以外に同居及び自宅敷地内に 18 歳以上 65 歳未満の親族等が居

住している、保護者に代わり保育できる方がいる場合は除かれます。

※また、収入が発生しない自営業の手伝い、ボランティア等は就労とみなされな
いため保育を必要とする事由に該当しません。

4.保育料算定方法について

保育料は、各家庭で異なり、同一生計を営む世帯の全員の住民税額および保育
児童数によって決定されます。住民税等の申告がない場合、保育料の算定ができ
ず入所ができません。申告漏れがないようにしてください。

*保育料の切り替え時期

村民税の賦課決定が6月になっていることから、毎年4月～8月は前年度の村
民税課税額（所得割）、9月～3月は当年度の村民税課税額（所得割）に基づい
て保育料が決定されます。

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
保育料の 算定方法	令和6年の市町村民税 額で算定します					令和7年の市町村民税額で算定し ます						

◆税情報が確認できない方

保育料の算定資料の提出が無く保育料が決定できない場合は、一番高い階層の保育料
で決定します。

◆所得課税証明書の提出について

① 令和7年1月1日時点で座間味村外に住所がある方

*保護者、または同居人とも村外に住所があった場合は、世帯全員分の提出
が必要です。

⇒各市町村で発行されている「令和6年度所得課税証明書」を提出してくだ
さい。

②住民税等申告が未申告の方

座間味村役場住民課（税務担当）での申告が必要になります。

扶養に入っている方も、就労収入のある場合必ず申告をしてください。

5.利用者負担額（保育料）の支払いについて

利用者負担額（保育料）は、毎月、エンカレッジ座間味保育園へ直接お支払いください。座間味村の利用者負担額（保育料）は下記の通りとなります

座間味村利用者負担額（保育料基準額表）

令和6年4月1日現在

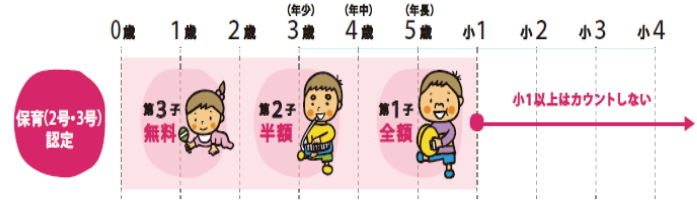
各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層				利用者負担月額 保育標準時間		
層区分	国基準	定義		満3歳未満(3号認定)		
				第1子	第2子	第3子以降
A		第1	生活保護世帯	0円	0円	0円
B	B1	第2	A階層を除き、市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯	0円	0円
	B2			B1以外の世帯	0円	0円
C1		第3	48,600円未満	14,000円	7,000円	0円
C2		第4	48,600円以上 97,000円未満	23,500円	11,750円	0円
C3		第5	97,600円以上 169,000円未満	33,500円	16,750円	0円
C4		第6	169,000円以上 301,000円未満	37,500円	18,750円	0円
C5		第7	301,000円以上 397,000円未満	41,000円	20,500円	0円
C6		第8	397,000円以上	44,500円	22,250円	0円



POINT 同一世帯の複数の子どもが幼稚園、保育所等を利用する場合、利用者負担の軽減措置があります。

保育(2号・3号)認定

小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円となります。



※年収約360万円未満（市町村民税所得割額57,700円未満）の世帯は第1子の年齢は問いません

5.入所希望申込児童の保育施設入所までの流れ

「保育の必要性」の認定申請及び入所申し込み

支給認定証の交付（3号認定）

保育の必要量が認定されます。
※支給認定証は入所の決定をお知らせするものではありませんのでご注意ください。

利用調整

- 提出された書類の審査（就労状況確認等）
- 申請者の希望、保育施設の状況などにより『座間味村保育施設の利用調整等に関する規則』に基づき、村が利用調整をします。



入所承諾決定

「入所決定通知書」を
保護者に通知します。

不承諾

「入所不承諾通知書」を
保護者に通知します。



保育施設との面接

入所承諾した保育施設で面接を行います。新規児童は
健康診断書を面接時に保育施設へ提出。

6.支給認定申請及び入所申込みに必要な書類について

＊提出書類の年齢は令和 7 年 4 月 1 日時点の年齢をご記入ください。

◆申込み時に必要なもの

- ①印鑑（押印漏れや訂正の際必要となりますので、書類提出時には必ずご持参ください。）
- ②申請者（保護者）の本人確認書類（運転免許証等）と世帯員のマイナンバー（個人番号）が確認できる書類（マイナンバーカード等）
- ③支給認定申請書兼利用申込書（表、裏）（児童１名につき１部）
- ④座間味村保育施設入所条件確認票及び同意書
- ⑤「保育を必要とする事由」を証明する書類

※父・母で、それぞれ一部ずつ必要です。また、各世帯の状況で変わりますので、下記の表でご確認ください。

保育事由	内容	必要書類
①就労	勤務の方	<u>【必須】就労証明書</u> ※指定様式 ※育児休業から復帰する方は現在の職場より育児休業証明書も必要書類になります。 ※勤務証明書の内容によっては申請月より過去３か月分の給与明細の提出が必要になります。
	自営業（中心者）	<u>【必須】就労証明書</u> ※指定様式 <u>【必須】自営業申立書</u> ※指定様式 <u>【補助書類】</u> ・ 拳証資料(税申告書、営業許可書、開業届等) ※いずれか１点 ・ 申請月より過去３か月分の収支内訳書 （直近３ヶ月内に事業を始めた方は営業許可証、備品を購入した領収書など）
	自営業（協力者）	<u>【必須】就労証明書</u> ※指定様式 <u>【必須】自営業申立書</u> ※指定様式 <u>【補助書類】</u> ・ 拳証資料(協力者が専従者として記載されている青色事業専従者給与に関する届出や確定申告書等) ・ 申請月より過去３ヶ月分の給与明細書等
	農水産業・内職	<u>【必須】就労証明書</u> ※指定様式 <u>【必須】農水産業・内職申立書</u> ※指定様式 <u>【補助書類】</u> ・ 営業収入が記載されている申告書の写し

		・内職等がわかる添付書類 ・申請月より過去3ヶ月分の支払明細書、
②疾病・障がい		【必須】診断書（保護者用） ※指定様式
③看護・介護		【必須】診断書（看護・介護証明書）※指定様式
④災害復旧活動中		【必須】罹災証明書※役場発行
⑤求職中（開業準備）		【必須】就労契約書 ※指定の様式、開業準備に準ずる書類等
⑥虐待・DV・		直接、お問い合わせください
⑦妊娠・出産		【必須】妊娠・出産がわかる書類(親子手帳等)

・該当する場合、申込み時に提出が必要なもの

ひとり親世帯	児童扶養手当受給者証・母子及び父子家庭等医療費受給者証の写し（上記を受給していない場合、戸籍謄本）
障がい者のいる世帯	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳・特別児童扶養手当証書の写し
生活保護世帯	生活保護受給証明書
村内保育施設で勤務の方	保育士証、子育て支援員研修修了証等
令和7年1月1日に 村外に住所のあった方	令和6年度所得課税証明書（保護者、同居人の分） （令和7年1月1日時点の住居地での取得）

7.入所の承諾及び不承諾について

入所については、提出書類により適正な審査を行い、「保育を必要とする事由」の程度が高い児童から入所となります。入所決定の際は、「施設利用契約決定通知書兼保育料決定通知書」にて通知します。また入所基準を満たしていても、保育施設の定員等の状況により入所できない場合は、「保育所等入所不承諾通知書」にて通知しますのであらかじめご了承ください。

なお入所申請においては通年行っており、保育の必要度の高い方が優先されるため、不承諾後も定員に空きが出た場合、申請年度内は都度、入所選考いたします。

8.利用調整（選考）方法について

利用調整（選考）は、保育の必要度の高い方を優先とします。保育の必要度は座間味村保育施設入所実施基準及び調査票に基づき、点数化しています。

・必須書類の提出がない場合には、選考の対象になりません。また不備の場合も

受付できません。提出前に必ず確認願います。

・補助書類は入所選考の調整資料とさせていただきます。提出がない場合は入所基準の点数より減算されます。

＊ ＊ 必 ず ご 確 認 く だ さ い ＊ ＊

◆届け出

・世帯状況が変わったときは、至急届出を行ってください。

※例 勤務状況の変更、退職（求職活動）、児童扶養手当の支給停止、障がい者世帯への変更、所得の修正申告など）

なお、変更後の「就労証明書」は、速やかに提出してください。もし、保育を必要とする要件に該当しないことが判明した場合は中途退所になります。

・母子・父子世帯になり、児童扶養手当や母子及び父子家庭等医療費を申請した場合は、受給者証が届きましたらその写しを座間味村役場 住民課 保育担当へ提出してください。

・退所する場合は、退所希望日の2週間前までに保育施設にて手続きを行ってください。

◆保育施設入所に関して

・令和7年4月1日時点の年度年齢で入所のため、年度途中で誕生日を迎え対象年齢になった場合でも入所はできません。

・受入人数は退所等により空きが出た場合に選考を行いますので、希望する月に必ず入所できるとは限りません。

・入所選考は申込の先着順ではなく、保育を必要とする程度の高い順に行いますので、入所の順番や待機の順番は変動する場合があります。

・入所決定は、書類審査・調査（電話・訪問等）により保育を必要とする程度の高い方から決定します。保育所等入所後にも、電話・訪問等による勤務等状況調査がありますので、ご了承ください。※雇用・勤務状況によってシフト表の提示を求めこともあります。

・保育所入所後でも、申込書や添付書類等に虚偽がある場合は、入所の取消

しや支給認定の取消し及び過料の対象となる場合があります。

・保育所等入所要件を満たさなくなった（保育を必要とする状況でない）場合等は、保護者の在園希望期間に関係なく退所または入所の対象外になります。

・村外転出の場合、保護者希望により転出日を含む月末まで在園が認められます。（ただし、月をまたいでの在園は認められませんので、ご了承ください。）

・現在入園中の方も年度末までの在園となっているため、改めて入所申込が必要ですが、再度入所ができるとは限りません。

以下、提出物確認リスト

● 子ども・子育て支援支給認定申請書（現況届）兼 利用申込書	☐
● 就労証明書	☐
● 自営業・農水業・内職申立書（自営業中心者・協力者・農水・内職の方のみ）	☐
● 就労契約書（求職活動の方のみ）	☐
● 診断書（保護者用）（疾病・障害の方のみ）	☐
● 診断書（看護・介護証明用）（看護・介護の方のみ）	☐
● 罹災証明書（災害復旧活動中）	☐
● 令和6年度所得・課税証明（座間味村外にお住まいの方）	☐
● その他 補助書類（自営業、開業予定、保育士、ひとり親世帯、障がい者のいる世帯、）	☐

入所についてのお問い合わせ座間味村役場 住民課 母子担当 098-896-4045